

第 26 回

西宮市子ども・子育て会議

【資料集】

資料 1

資料 2

資料 3

資料 4

資料 5

目 次

資料 1	ロードマップ・前回の審議等まとめ・今回の審議事項	・・・ 1
資料 2	議事 1 第 2 期西宮市子ども・子育て支援事業計画について	・・・ 4
資料 3	議事 2 提供区域の設定について	・・・ 7
資料 4	議事 3 量の見込みの算出方法について	・・・ 9
資料 5	議事 4 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み について	・・・ 12

ロードマップ・前回の審議等まとめ・今回の審議事項

(1) ロードマップ

	平成 30 年度		令和元年度					
	第 24 回	第 25 回	第 26 回	第 27 回	第 28 回	第 29 回	第 30 回	第 31 回
	10.17	2.14	5.13	7 月	8 月	10 月	1 月	2 月
1) 第 2 期西宮市子ども・子育て支援事業計画								
アンケート調査の項目	●							
アンケート調査結果 速報		●						
提供区域の設定			●					
量の見込みの設定			○	○	●			
確保方策の設定				○	○	●		
計画全体の審議				○	○	素案 確定	○	●
2) 計画の評価								
第 1 期西宮市子ども・子育て支援事業計画		●						●
西宮市子ども・子育て支援プラン								●

○＝審議、●＝審議終了（確定）

※令和元年 10 月に素案を確定させ、令和元年 12 月～令和 2 年 1 月（予定）にパブリックコメントを実施。

※このほか、評価検討ワーキンググループ（令和元年 10 月、11 月）、確認部会（令和 2 年 2 月ほか）を開催。

(2) 第25回西宮市子ども・子育て会議 審議等まとめ

報告1 認定こども園の認定等の要件を定める条例の制定について

事務局から、平成31年4月に県から権限移譲を受ける認定こども園の認定権限について、資料に基づき説明。

議事1 評価検討ワーキンググループの報告及び西宮市子ども・子育て支援事業計画の評価

座長から、評価検討ワーキンググループの審議結果について資料に基づき報告を行ったところ、次の質問・意見が出された。

- ・健やか赤ちゃん訪問事業の訪問によって把握した「気になる家庭」が、訪問後どのような支援につながったのか、事業間の連携が図れているのか検証し今後の施策に役立てて欲しい。
- ・幼児教育無償化により就労家庭が増えることで、保育士等がさらに不足すると懸念しているが、市の考えは。
 - ⇒ アンケート結果で幼児教育無償化に関する設問を設け、幼児教育無償化による影響を分析する予定。
- ・子育てコンシェルジュの役割を明確にし、また市内で子育て経験がある人を子育てコンシェルジュとして採用してはどうか。
- ・継続評価を行うことで課題も見えてきた。今後より良い評価につなげるためにも、数値で評価できない部分も資料に加えて評価していくべき。

議事2 第2期西宮市子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート調査結果（速報）

事務局から、昨年12月に行ったアンケート結果の速報値について資料に基づき説明を行ったところ、次の質問・意見が出された。

- ・幼児教育無償化に伴い、入園先を公立幼稚園から私立幼稚園に変更すると回答した保護者ニーズに対する分析が必要である。
- ・共働き世帯と専業主婦（夫）世帯で、子育てに対する楽しみや負担感が異なるのかどうか分析が必要である。
- ・利用したい施設や事業のニーズについても、世帯状況とクロス集計を行い分析する必要がある。
- ・アンケート結果を地域ごとに丁寧に分析した上で、地域のニーズをしっかりと捉えていく必要がある。
- ・要支援などのリスクが高い家庭について、どのような事業との連携が必要か等の分析が必要である。
- ・小学生のアンケートについても校区ごとに分析する必要がある。
- ・「子育てが辛いと感じる」や「子育てについて不安・負担を感じる」と回答した世帯について、様々な設問とクロス集計を行い、要因や解決策などを分析する必要がある。

(3) 第26回西宮市子ども・子育て会議 審議事項等

報告1 令和元年度(2019年度)当初予算について

こども支援局及び教育委員会所管事業のうち、今年度の新規・拡充事業について、事務局から報告を受ける。

報告2 子供の居場所づくり事業 新方式の導入について

今年度2校で導入する「子供の居場所づくり事業」の運用形態を拡充させた新方式について、事務局から報告を受ける。

議事1 第2期西宮市子ども・子育て支援事業計画について

今年度は、昨年に実施したアンケート結果を踏まえ、第2期(令和2年度～6年度)西宮市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた審議を行う。計画の概要等について事務局から報告を受け、質疑応答・意見交換を行う。

議事2 提供区域の設定について

子ども・子育て支援事業計画では、各施設・事業の量の見込み(ニーズ量)や確保方策(供給体制と実施時期)を設定する際に、あらかじめ地理的条件、人口、交通事情などを勘案した提供区域を設定し、提供区域ごとに量の見込み及び確保方策を定めることとされている。

提供区域の設定に関し事務局から報告を受け、質疑応答・意見交換を行う。

議事3 量の見込みの算出方法について

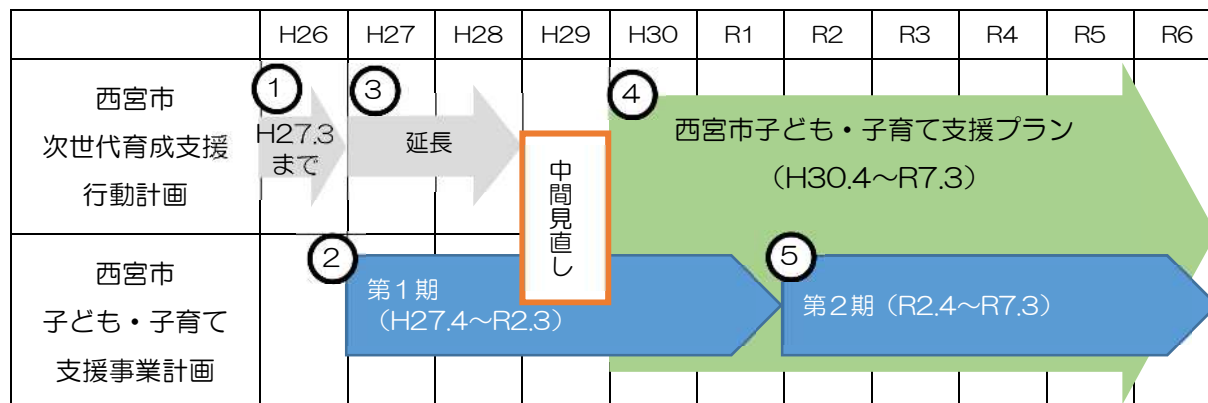
量の見込み(ニーズ量)と確保方策(供給体制と実施時期)の算出方法などについて、事務局から報告を受け、質疑応答・意見交換を行う。

議事4 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて

昨年に実施したアンケート結果及び国の手引きに基づき算出した量の見込みについて、事務局から報告を受け、質疑応答・意見交換を行う。

議事 1 第 2 期西宮市子ども・子育て支援事業計画について

(1) 第 2 期西宮市子ども・子育て支援事業計画について



① 西宮市次世代育成支援行動計画（行動計画）

【概要】 地方自治体及び事業主が主体的に子育て支援に係る施策を推進していくための行動計画

【計画期間】 平成 22~26 年度 行動計画（後期）

② 西宮市子ども・子育て支援事業計画（事業計画）

【概要】 地域の保育需要等を踏まえた各種子育て支援事業の需給計画

【計画期間】 平成 27~令和元年度 ※5年に1度作成する必要がある

③ 行動計画の計画期間延長

平成 26 年度までの①行動計画について、②事業計画と統合を図るまでの間、計画期間をそのまま延長することとした。

④ 西宮市子ども・子育て支援プラン（支援プラン）

【概要】 ②事業計画と③行動計画を統合した計画

【計画期間】 平成 30 年~令和 6 年度

⑤ 第 2 期事業計画

【概要】 地域の保育需要等を踏まえた各種子育て支援事業の需給計画

【計画期間】 令和 2 年度~令和 6 年度

※④支援プラン策定時に、令和元年度に改めて策定すると整理

(2) 事業計画で定める事項

①量の見込み及び確保方策

地域の需要等を勘案し、下表の事業における、今後5年間（令和2年度～令和6年度）のニーズ量（**量の見込み**）と供給体制及びその実施時期（**確保方策**）を定める必要がある。

事業の名称	本市における事業の名称等	量の見込みの算出方法
教育・保育	認定こども園、幼稚園、保育所など	アンケート
利用者支援事業	利用者支援事業（基本型、特定型、母子保健型）	任意
時間外保育事業	延長保育事業	アンケート
実費徴収に係る補足給付を行う事業	西宮市特定教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付支給事業	規定なし
多様な主体の参入促進事業	地域型保育事業への巡回支援事業 認定こども園への特別支援教育・保育経費補助事業	規定なし
放課後児童健全育成事業	留守家庭児童育成センター	アンケート
子育て短期支援事業	子育て家庭ショートステイ事業	アンケート
乳児家庭全戸訪問事業	健やか赤ちゃん訪問事業	任意
養育支援訪問事業等	育児支援家庭訪問事業 西宮市要保護児童対策協議会	任意
地域子育て支援拠点事業	子育てひろば	アンケート
一時預かり事業	保育所等の一時預かり事業 幼稚園の預かり保育事業	アンケート
病児保育事業	施設型病児保育 訪問型病児・病後児保育利用料金助成	アンケート
子育て援助活動支援事業	にしのみやしファミリー・サポート・センター事業	アンケート
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査費用助成事業	任意

②提供区域

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子供が居宅より容易に移動することが可能な区域（**提供区域**）を定めることとされている。

その他 「新・放課後子ども総合プラン」について

平成 26 年 7 月、文部科学省及び厚生労働省は、共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「放課後子ども総合プラン」を策定し、各自治体における放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室事業の計画的な整備の推進と、整備に向けた各行動計画の策定が義務付けられた。

本市においても、西宮市子ども・子育て支援プランにおいて、今年度までの目標事業量を設定している。

このたび、第 2 期事業計画の策定に伴い、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成センター）の令和 2 年度から令和 6 年度までの量の見込みを新たに設定することとなるため、放課後子ども総合プラン」の見直し、「新・放課後子ども総合プラン」を策定する。

議事 2 提供区域の設定について

(1) 提供区域の設定について

子ども・子育て支援法第 61 条において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「提供区域」）を定めることとされている。

(2) 第 1 期事業計画における提供区域について

第 1 期事業計画では、本市における地理的特性、施設の利用状況を踏まえ、またマンション開発などの急激なニーズの増減に柔軟に対応できるように提供区域を細分化せず、北部と南部の 2 区域に設定した。

ただし、新たな整備や事業の拡充などを行う際には、幼稚園、保育所、小学校の連携ブロックを用いて（13ブロック）、きめ細かなサービスを展開していくこととした。

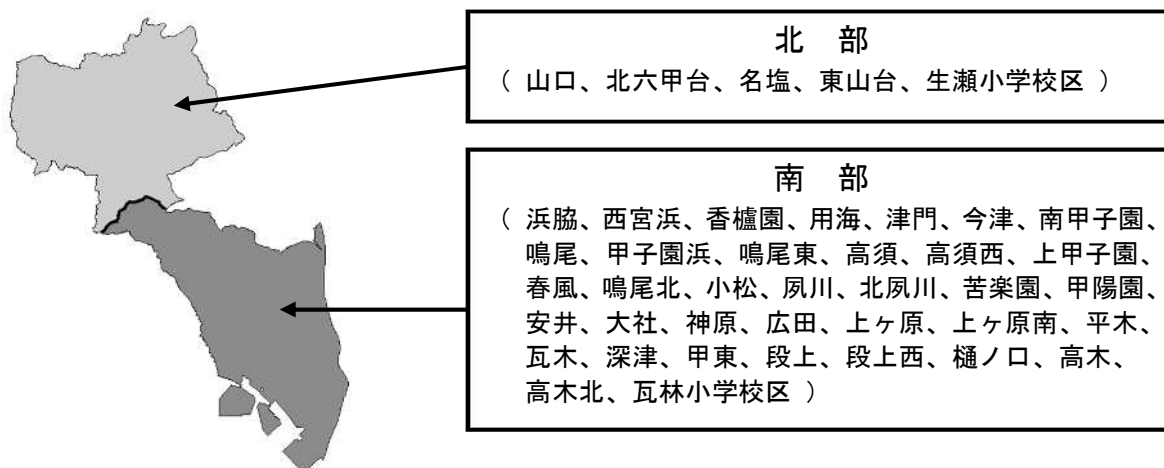
第 2 期事業計画の提供区域についても、第 1 期を踏襲し市全体を一つの区域、または北部・南部の 2 区域に分けることとする。

①地理的特性

市域中央を六甲山系が東西に横断し、これを境に大きく北部と南部の 2 地域に分かれている。

②施設の利用状況

それぞれの地域における各施設と施設の利用者の位置関係をみたときに、北部と南部をそれぞれにわたる利用が少ない実態があった。



【各事業等における提供区域】

事業の名称	提供区域
教育・保育	北部・南部
利用者支援事業	市全体
時間外保育事業	北部・南部
実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全体
多様な主体の参入促進事業	市全体
放課後児童健全育成事業	北部・南部
子育て短期支援事業	市全体
乳児家庭全戸訪問事業	市全体
養育支援訪問事業等	市全体
地域子育て支援拠点事業	北部・南部
一時預かり事業	北部・南部
病児保育事業	北部・南部
子育て援助活動支援事業	市全体
妊婦に対して健康診査を実施する事業	市全体

議事 3 量の見込みの算出方法について

(1) 算出の考え方

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成 26 年 1 月）及び「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための考え方」に準じて算出します。

(2) 国が示す量の見込みの算出方法

1 推計人口



令和 2 年度から令和 6 年度までの児童数（就学前児童及び小学生）を推計

2 家庭類型及び利用意向率の算出



① 保護者の就労状況から、8 つのパターンに分ける（家庭類型）

② 家庭類型別に、各事業の利用意向率（利用したい人の割合と利用したい回数・日数）を算出

3 量の見込みの算出

推計人口 × 家庭類型 × 利用意向率 = 量の見込み
実績値との乖離やアンケート結果の偏りがあった場合は、適宜、補正を行う。

(3) 就学前児童及び小学生の推計児童数

計画期間中（令和2年（2020年）～令和6年（2024年））の推計人口は以下のとおり。

（単位：人）

全市	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
0歳	3,893	3,767	3,703	3,744	3,652	3,577	3,544
1歳	4,293	3,952	3,934	3,705	3,830	3,735	3,659
2歳	4,302	4,292	4,018	3,896	3,708	3,822	3,727
3歳	4,397	4,295	4,158	3,975	3,886	3,703	3,817
4歳	4,475	4,375	4,325	4,102	3,956	3,873	3,691
5歳	4,392	4,443	4,292	4,279	4,103	3,962	3,880
6歳	4,539	4,401	4,364	4,283	4,279	4,108	3,964
7歳	4,594	4,545	4,375	4,359	4,284	4,284	4,118
8歳	4,579	4,591	4,480	4,366	4,354	4,277	4,275
9歳	4,827	4,576	4,502	4,469	4,364	4,361	4,289
10歳	4,820	4,860	4,575	4,501	4,476	4,370	4,361
11歳	4,828	4,826	4,615	4,770	4,500	4,478	4,373
0～5歳	25,752	25,124	24,430	23,701	23,135	22,672	22,318
6～11歳	28,187	27,799	26,911	26,748	26,257	25,878	25,380
0～11歳	53,939	52,923	51,341	50,449	49,392	48,550	47,698

※平成30年、令和元年：教育委員会資料（各年4月1日時点）

令和2年以降：第5次総合計画策定のための人口推計（各年10月1日時点）

（単位：人）

	北部					南部				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
0歳	260	266	259	254	252	3,443	3,478	3,393	3,323	3,292
1歳	276	264	272	265	259	3,658	3,441	3,558	3,470	3,400
2歳	282	278	264	271	264	3,736	3,618	3,444	3,551	3,463
3歳	292	283	277	264	271	3,866	3,692	3,609	3,439	3,546
4歳	302	292	282	276	264	4,023	3,810	3,674	3,597	3,427
5歳	318	305	292	283	276	3,974	3,974	3,811	3,679	3,604
6歳	323	314	305	292	283	4,041	3,969	3,974	3,816	3,681
7歳	324	320	314	306	294	4,051	4,039	3,970	3,978	3,824
8歳	332	320	319	314	305	4,148	4,046	4,035	3,963	3,970
9歳	333	329	321	320	314	4,169	4,140	4,043	4,041	3,975
10歳	386	331	329	321	320	4,189	4,170	4,147	4,049	4,041
11歳	390	378	330	329	321	4,225	4,392	4,170	4,149	4,052

(4) 家庭類型の算出

対象となる子供の家庭の状況や保護者の就労状況に基づき、タイプ A～F の8種類に分類する。また分類する際には、現在パートタイムの保護者がフルタイム就労する予定があるのか、無業の保護者がフルタイムまたはパートタイムで就労する予定があるのか等の就労意向を踏まえ、近い将来の状況に分類する。

タイプ	父母の有無と就労状況	割合
A	ひとり親世帯	4.3%
B	フルタイム×フルタイム	37.8%
C	フルタイム×パートタイム（勤務時間：月 64 時間以上）	8.3%
C'	フルタイム×パートタイム（勤務時間：月 64 時間未満） ※パートタイム（勤務時間：月 64 時間以上）であって、現に幼稚園 を利用している、または幼稚園のみを利用希望している世帯はC→ C'	14.8%
D	専業主婦（夫）世帯	34.1%
E	パートタイム（勤務時間：月 64 時間以上）× パートタイム（勤務時間：月 64 時間以上）	0.4%
E'	パートタイム（勤務時間：月 64 時間未満）× パートタイム（勤務時間：月 64 時間未満） ※パートタイム（勤務時間：月 64 時間以上）であって、現に幼稚園 を利用している、または幼稚園のみを利用希望している世帯はE→ E'	0.2%
F	無業×無業	0.0%

議事4 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて

(1) 教育・保育の量の見込み

教育・保育の量の見込みについては、幼稚園ニーズと保育ニーズの大きく2つに分類して算出する。また保育ニーズについては、2号認定（3歳児以上）と3号認定（0歳児、1・2歳児）に分けて算出する。

①幼稚園ニーズ（1号認定・2号認定のうち学校教育の利用希望）

算出方法

- 1号認定（保育の必要性なし）
 - ・対象家庭：タイプC'、D、E'、F（主に専業主婦（夫）世帯）
 - ・対象児童：3～5歳児
 - ・利用意向：アンケートで現在、もしくは将来「幼稚園」を希望する世帯の割合

- 2号認定のうち学校教育の利用希望（保育の必要性があり幼稚園等の利用希望が高い）
 - ・対象家庭：タイプA、B、C、E（主に共働き世帯）
 - ・対象児童：3～5歳児
 - ・利用意向：アンケートで現在、もしくは今後「幼稚園」または、「認定こども園（幼稚園として利用）」の利用のみを希望する世帯の割合

実績値（単位：人）

	H27	H28	H29	H30
幼稚園等利用者数	8,706	8,455	8,202	8,033

量の見込み（単位：人）

全市	R2	R3	R4	R5	R6
1号認定	4,893	4,732	4,574	4,419	4,361
2号認定（学校教育の利用希望）	1,399	1,353	1,308	1,264	1,247
合計	6,291	6,085	5,883	5,683	5,608

北部	R2	R3	R4	R5	R6
1号認定	348	335	324	314	309
2号認定（学校教育の利用希望）	145	140	135	131	129
合計	493	475	459	445	438

南部	R2	R3	R4	R5	R6
1号認定	4,545	4,397	4,250	4,105	4,052
2号認定（学校教育の利用希望）	1,254	1,213	1,173	1,133	1,118
合計	5,799	5,610	5,423	5,238	5,170

②保育ニーズ（2号認定）

算出方法

- ・対象家庭：タイプA、B、C、E（主に共働き世帯）
- ・対象児童：3～5歳児
- ・利用意向：アンケートで現在、もしくは今後「保育所」、「認定こども園（保育所として利用）」、「地域型保育事業」、「企業主導型保育事業」、「インターナショナルスクール」、「認可外保育施設」、「ベビーシッター」の利用を希望する世帯の割合

実績値（単位：人）

	H27	H28	H29	H30
保育所等利用者数（3歳児以上）	3,635	3,817	3,850	3,883

量の見込み（単位：人）

全市	R2	R3	R4	R5	R6
2号認定	3,906	3,778	3,652	3,528	3,482

北部	R2	R3	R4	R5	R6
2号認定	176	170	164	159	156

南部	R2	R3	R4	R5	R6
2号認定	3,730	3,608	3,488	3,369	3,326

③保育ニーズ（3号認定）

算出方法

- 対象家庭：タイプA、B、C、E（主に共働き世帯）
- 対象児童：0～2歳児
- 利用意向：アンケートで現在、もしくは今後「保育所」、「認定こども園（保育所として利用）」、「地域型保育事業」、「企業主導型保育事業」、「インターナショナルスクール」、「認可外保育施設」、「ベビーシッター」の利用を希望する世帯の割合

実績値（単位：人）

	H27	H28	H29	H30
保育所等利用児童数（0歳児）	458	532	560	544
保育所等利用児童数（1、2歳児）	2,684	2,791	2,821	2,854
合計	3,142	3,323	3,381	3,398

量の見込み（単位：人）

全市	R2	R3	R4	R5	R6
3号認定（0歳児）	1,478	1,495	1,458	1,428	1,414
3号認定（1、2歳児）	3,062	2,928	2,903	2,910	2,845
合計	4,540	4,423	4,361	4,338	4,259

北部	R2	R3	R4	R5	R6
3号認定（0歳児）	101	104	101	99	98
3号認定（1、2歳児）	235	229	226	226	221
合計	336	333	327	325	319

南部	R2	R3	R4	R5	R6
3号認定（0歳児）	1,377	1,391	1,357	1,329	1,316
3号認定（1、2歳児）	2,827	2,699	2,677	2,684	2,624
合計	4,204	4,090	4,034	4,013	3,940

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

①利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）

子供又はその保護者の身近な場所で、教育・保育や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し支援する事業で以下の3つに分類される。

特定型：市役所内に窓口を設置し、主として子育てに関する施設や事業を円滑に利用できるよう、子育て支援に関する情報提供を行う。

基本型：利用者（子育て親子等）の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業等の利用へつながるよう、必要な情報収集と提供を行い、相談・助言を行う。また、円滑な利用者支援の実施のために、子育て支援関係者や関係機関とのネットワーク構築、地域の子育て資源の育成・開発を行う。

母子保健型：妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施する。

算出方法

計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

実績値（単位：か所）

	H27	H28	H29	H30
特定型	1	1	1	1
基本型	2	2	2	3
母子保健型	—	6	6	6
合計	3	9	9	10

※母子保健型のうち、1か所は市役所本庁舎1階「こども支援案内窓口」に特定型と併設。

量の見込み

次回以降の子ども・子育て会議にてお示しする予定。

②時間外保育事業（延長保育事業）

開所時間（11 時間）を超えて保育を行う事業で、現在、市内全ての保育所で延長保育事業を実施している。公立保育所は、全園で 18:30～19:00 の間、延長保育を実施している。

算出方法

- 対象家庭：タイプ A、B、C、E（主に共働き世帯）
- 対象児童：0～5 歳児
- 利用意向：2号認定、3号認定の量の見込みで算出した世帯のうち、利用希望時間を 18 時 31 分以降と回答した世帯の割合

実績値（単位：人）

	H27	H28	H29
ひと月あたりの利用児童数	1,248	1,570	1,949

量の見込み（単位：人）

全市	R2	R3	R4	R5	R6
ひと月あたりの利用児童数	1,264	1,223	1,182	1,141	1,126

北部	R2	R3	R4	R5	R6
ひと月あたりの利用児童数	60	58	56	54	53

南部	R2	R3	R4	R5	R6
ひと月あたりの利用児童数	1,204	1,165	1,126	1,087	1,073

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

市が定める保育料とは別に、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費（主食を除く食材料費）及び教材費・行事費について、保護者の世帯所得の状況等を勘案し、その費用の一部を補助する。

算出方法

量の見込みの設定なし

④多様な主体の参入促進事業

【新規参入施設への巡回支援事業】

新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の進捗状況等に応じて、市の支援チームにより、事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業などを実施する。

【認定こども園への特別支援教育・保育経費補助事業】

認定こども園において、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子供が在籍している場合、その費用の一部を補助する。

算出方法

量の見込みの設定なし

⑤放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成センター）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（現在は小学1年生から3年生までの児童。4年生はモデル実施。障害のある児童は6年生まで）に対し、放課後や長期休業中に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

算出方法

- ・対象家庭：タイプA、B、C、E（主に共働き世帯）
- ・対象児童：5歳児
- ・利用意向：小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所として、「留守家庭児童育成センター」を希望した世帯の割合。

実績値（単位：人）

	H27	H28	H29
低学年	3,008	3,065	3,260
高学年	25	77	96
合計	3,033	3,142	3,356

量の見込み（単位：人）

全市	R2	R3	R4	R5	R6
低学年	4,033	4,024	3,859	3,725	3,649
高学年	2,558	2,553	2,448	2,364	2,315
合計	6,591	6,577	6,307	6,089	5,964

北部	R2	R3	R4	R5	R6
低学年	223	214	205	198	194
高学年	143	138	132	128	125
合計	366	352	337	326	319

南部	R2	R3	R4	R5	R6
低学年	3,810	3,810	3,654	3,527	3,455
高学年	2,415	2,415	2,316	2,236	2,190
合計	6,225	6,225	5,970	5,763	5,645

【参考：小学生の子を持つ保護者に対するアンケート】

算出方法

- 対象家庭：タイプA、B、C、E（主に共働き世帯）
- 対象児童：小学1～6年生
- 利用意向：「留守家庭児童育成センター（学童保育）」の利用状況として、「現在利用している」または「今後利用したい」と回答した世帯の割合

量の見込み（単位：人）

全市	R2	R3	R4	R5	R6
低学年	2,773	2,729	2,709	2,657	2,591
高学年	119	119	115	114	112
合計	2,892	2,848	2,824	2,771	2,703

北部	R2	R3	R4	R5	R6
低学年	207	202	198	193	186
高学年	16	15	14	14	13
合計	223	217	212	207	199

南部	R2	R3	R4	R5	R6
低学年	2,566	2,527	2,511	2,464	2,405
高学年	103	104	101	100	99
合計	2,669	2,631	2,612	2,564	2,504

⑥子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ事業）

児童の保護者が、疾病や出産、冠婚葬祭等の社会的な事由や育児不安等によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童を市が指定している児童福祉施設に一定期間入所させ、養育・保護が受けられる事業で、DV 被害により緊急一時保護が必要な母子等の受入れも行っている。

算出方法

- 対象家庭：全ての家庭類型
- 対象児童：0～5歳児
- 利用意向：この1年間、子供を泊りがけで家族以外にみてもらわなければならない状況があり、「子育て家庭ショートステイを利用」もしくは「子供だけで留守番させた」を回答した世帯と、回答した世帯の年間平均利用泊数

実績値（単位：人）

	H27	H28	H29
年間延べ利用児童数	122	193	214

量の見込み（単位：人）

全市	R2	R3	R4	R5	R6
年間延べ利用児童数	67	65	63	62	61

⑦乳児家庭全戸訪問事業（健やか赤ちゃん訪問事業）

地域の民生委員・児童委員や主任児童委員が、生後2か月頃の乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児の悩み等を伺いながら、行政が実施する子育て支援情報や地域の子育て支援サービスに関する資料及び情報の提供を行っている。乳児家庭が、地域の民生委員・児童委員や主任児童委員とつながることで、子育ての孤立を防ぐとともに、地域の中で子供が健やかに育成できる環境を作ることを目的としている。

算出方法

出産数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

実績値

	H27	H28	H29
対象件数	4,363	4,339	4,090
面談件数※1	4,029	4,032	3,790
把握件数※2	334	305	300
把握率	100%	100%	100%

※1 健やか赤ちゃん訪問事業により民生委員・児童委員が訪問し、面談を行った件数

※2 健やか赤ちゃん訪問時に留守等により状況確認できなかった世帯に対し、母子保健の健診時にフォローを行い、母子保健でも状況確認できなかった場合は、再度個別訪問を実施して把握した件数。

量の見込み

次回以降の子ども・子育て会議にてお示しする予定。

⑧養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

【育児支援家庭訪問事業（ヘルパー派遣事業）】

児童の適切な養育が困難で、特別な支援が必要な家庭に対して、ヘルパーによる家事・育児の援助及び保育士等による養育に関する指導・助言を家庭訪問により実施する。

また、子供の養育、子供の人格の発達等に係る様々な相談に対して、一定の資格を有した相談員が家庭児童相談業務として問題解決のためのアドバイスや指導を行っている。

【西宮市要保護児童対策協議会】通称「みやっこ安心ネット」

児童虐待等で、適切な保護措置が必要な要保護児童に対しては、問題が深刻化する前の早期対応・決め細やかな支援が重要であることから、各機関が連携を図り、虐待を受けた子供をはじめとする要保護児童等に関する情報の共有や支援を行う。協議の場を設け、児童虐待等の対応とその予防に取り組む。

算出方法

計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）の実績値

	H27	H28	H29
利用世帯数	46	72	52
延べ利用回数	763	931	768

量の見込み

次回以降の子ども・子育て会議にてお示しする予定。

⑨地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）

子育て家庭（特に 0～2 歳児の子供や保護者）が気軽にいつでも自由に集い、子育て仲間と交流し、子育てに関する相談や情報提供等の支援が受けられる常設の場として、週 3 日以上、1 日 5 時間以上開設している。

算出方法

- 対象家庭：全ての家庭類型
- 対象児童：0～2歳児
- 利用意向：子育てひろばを現在利用している、もしくは今後利用したいと回答した世帯の割合と、回答した世帯のひと月あたりの平均利用回数

実績値

	H27	H28	H29
実施箇所数	17	18	20
ひと月あたりの延べ利用数	14,228	14,198	13,797

量の見込み

全市	R2	R3	R4	R5	R6
ひと月あたりの延べ利用数	17,166	16,715	16,486	16,403	16,102

北部	R2	R3	R4	R5	R6
ひと月あたりの延べ利用数	1,591	1,573	1,547	1,537	1,508

南部	R2	R3	R4	R5	R6
ひと月あたりの延べ利用数	15,575	15,142	14,939	14,866	14,594

⑩一時預かり事業（保育所等の一時預かり事業、西宮市ファミリー・サポート・センター事業）

保護者の出産、入院、冠婚葬祭、一時的な就労やリフレッシュ等理由は問わず、保育所等で児童を一時的に預かる事業

算出方法

- ・対象家庭：全ての家庭類型
- ・対象児童：0～5歳児
- ・利用意向：私用、保護者の通院、不定期の就労等の目的で不定期に保育所等の一時預かり事業、認可外保育施設の一時預かり事業を利用したいと回答した世帯の割合と年間平均利用希望日数

実績値

		H27	H28	H29
一時 預かり	年間延べ利用児童数(ア)	16,275	17,463	17,444
	年間延べ受入可能数	42,788	44,724	36,718
ファミリー・サポート・センター事業の年間延べ利用児童数（就学前）(イ)		8,715	9,030	11,601
合計(ア+イ)		24,990	26,493	29,045

量の見込み

全市	R2	R3	R4	R5	R6
年間延べ利用児童数	14,532	14,099	13,762	13,486	13,275

北部	R2	R3	R4	R5	R6
年間延べ利用児童数	1,007	983	958	939	923

南部	R2	R3	R4	R5	R6
年間延べ利用児童数	13,525	13,116	12,804	12,547	12,352

⑩一時預かり事業（幼稚園の預かり保育事業・一時預かり事業（幼稚園型））

認定こども園、幼稚園で主に在園児を対象に一時的に預かる事業。

算出方法

■ 1号認定

- ・対象家庭：タイプC'、D、E'、F（主に専業主婦（夫）世帯）
- ・対象児童：3～5歳児
- ・利用意向：1号認定の量の見込み算出世帯のうち、預かり保育を現在利用しているもしくは今後利用したい回答した世帯の割合と平均利用希望日数

■ 2号認定のうち学校教育の利用希望

- ・対象家庭：タイプA、B、C、E（主に共働き世帯）
- ・対象児童：3～5歳児
- ・利用意向：2号認定（学校教育の利用希望）の量の見込み算出世帯の就労日数（保護者のうち就労日数が少ない方で算出）

実績値

	H27	H28	H29
年間延べ利用児童数（推計）	197,441	213,891	229,750

量の見込み

全市	R2	R3	R4	R5	R6
年間延べ利用児童数	293,998	284,331	274,877	265,522	262,055

北部	R2	R3	R4	R5	R6
年間延べ利用児童数	31,059	29,969	28,982	28,028	27,619

南部	R2	R3	R4	R5	R6
年間延べ利用児童数	262,939	254,362	245,895	237,494	234,436

⑪病児保育事業

病気やけが等で、集団での保育が困難な小学6年生までの児童を家庭で保育できない保護者に代わって一時的に保育する。

- ・施設型病児保育（施設型）：病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて保育する。
- ・訪問型病児保育利用料助成制度（訪問型）：ベビーシッター等の派遣による病児・病後児保育サービスを利用した際に、利用料（入会金、年会費を除く）の一部を補助する。

算出方法

- ・対象家庭：A、B、C、E
- ・対象児童：0～5歳児
- ・利用意向：子供が病気やけがの時に病児保育事業を利用したいと回答した世帯の割合と、年間平均利用希望日数

実績値

		H27	H28	H29
年間延べ利用児童数	訪問型	-	29	88
	施設型	814	773	1,647
	合計	814	802	1,735
登録人数（施設型）		482	557	699
稼働率（施設型）		41.7%	24.0%	30.4%

量の見込み

全市	R2	R3	R4	R5	R6
年間延べ利用児童数	7,209	6,994	6,827	6,690	6,585

北部	R2	R3	R4	R5	R6
年間延べ利用児童数	536	523	510	500	491

南部	R2	R3	R4	R5	R6
年間延べ利用児童数	6,673	6,471	6,317	6,190	6,094

⑫子育て援助活動支援事業（にしのみやしファミリー・サポート・センター事業）

地域の中で子供を預け、預かりあい、地域ぐるみの子育て支援をめざす事業。

「子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）」と「子育ての手助けをしたい人（提供会員）」が会員となって、依頼・提供・両方会員のいずれかに登録し、保育所や幼稚園の送り迎えや学校の放課後の預かり等、お互いが助け合いながら、地域の中で育児の援助活動を行う。市は、相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

算出方法

- ・対象家庭：全ての家庭類型
- ・対象児童：5歳児
- ・利用意向：小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所として、「ファミリー・サポートセンター」を希望した世帯の割合と年間平均利用希望日数

実績値

	H27	H28	H29
年間延べ利用児童数（就学児）	4,114	4,734	4,822

量の見込み

全市	R2	R3	R4	R5	R6
年間延べ利用児童数（就学児）	40,013	39,952	38,311	36,988	36,229

⑬妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦の健康管理の充実及び経済的不安の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるように全世帯に対して妊婦健診費用の一部を助成する事業。

本市では、平成 18 年 7 月から、妊娠 22 週以降に医療機関で受けた妊婦健康診査について助成する事業を開始し、妊娠 1 回につき 14 回助成している。

算出方法

妊娠届出件数を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

実績値（世帯数）

	H27	H28	H29
申請者数	5,116	4,721	4,564
実利用人数	7,045	6,809	6,475
健診回数	55,163	53,970	51,341

量の見込み

次回以降の子ども・子育て会議にてお示しする予定。